

公開要求書

京都大学総長 湊長博
学生担当理事・副学長 村中孝史
厚生課長 道上吾郎 殿

熊野寮自治会

経緯

2015年以降、寮自治会は団体交渉を再三要求してきたが拒否され、確約という約束事も一方的に拒否されている。その一方で学内では規制・管理強化が進み、寮祭も規制され、それらに抗議した学生に対し、処分が下るようになった。これらのことに対し、これまでも要求してきたが、未だに正式な回答が得られていないため、改めて以下要求する。

1. 熊野寮自治会と団体交渉を行うこと

2015年川添信介前学生担当理事・副学長の就任期間、また、2020年の村中孝史現学生担当理事・副学長の就任以降において、寮自治会は公開の場での団体交渉を要求しているが、拒否されている。京大当局は人数制限付き・役職名前を明かした形なら交渉するとしているが、学生寮が税金によって賄われ、全学の福利厚生を担保するものである以上、交渉は社会に開かれた場で行われるべきであり、団体交渉を拒否することは、熊野寮自治会のみならず全学、社会に対しての不誠実である。

また、具体確約（H）に『団交－確約体制ならびに確約の引継ぎについて ①学生担当理事、厚生補導担当副学長は、熊野寮自治会との間において、団交－確約体制を維持する。②学生担当理事、厚生補導担当副学長は、「熊野寮自治会と京都大学の基本確約」ならびに本確約を、次期以降の学生担当理事、厚生補導担当副学長に引継ぐ。』とあるように、確約は自動的に引き継がれるものであり、一方的に拒否することはできない。よって、改めて熊野寮自治会として確約に基づいて開かれた場での団体交渉を行うことを要求する。

2. 寮祭への介入を行わない事

22日に寮自治会宛に送付された「熊野寮祭における危険な行為、迷惑な行為等について（通告）」と題した文書、および24日にKULASIS上に掲載された告示は、寮自治会と何ら交渉をすることなく発された一方的な通告である。基本確約に書いてあるように、熊野寮自治会に重大な影響を与えうる事案に関して、団体交渉を行ったうえで合意しなければならない。そのため寮自治会としてこれを正当なものとして認めることはできず、これを以って該当行為が行われたからといって「自治会としての責務を果たす意思及び能力が欠落していると判断」することは論理が破綻している。また、コロナ禍を理由とした必要以上のキャン

パスにおける課外活動の規制と合わせて、著しく学生の権利を損なうものであり、認めることはできない。

KULASIS上の掲示に関して、このような寮自治会を一方向的に攻撃する文書が寮自治会の合意なしにKULASIS上に発表されたことは誠に遺憾である上に、「学生の自主的な活動に介入するものではない」と記述しているにも関わらず、学内処分や法的措置を示唆しており、矛盾している。また、各寮祭企画に関して、寮自治会として最大限の安全対策をしていることを併せて補足しておく。

以上のことから、両文書をただちに撤回し、熊野寮祭への介入を取りやめることを求める。

3. 現在進められている処分手続きを撤回すること

昨年行われた時計台占拠に参加したとして、村中副学長が委員長である研究科長特別委員会より8名（当初は9名）が呼び出しがなされ、処分手続きが進められている。当該は証拠の事前開示、聴き取り調査に関して弁護士含む同伴者の同席、公開されることがなければ調査に際して当該の学生が威圧されることを防ぎ、その心理的安全を担保することはできず、そうでなければ調査及び弁明の場として公正なものではなく、応じることはできないとしてきた。上記の要求を「教学的指導の観点」を口実に特別委員会は拒否している。現在処分手続きが進められ、「処分の言い渡し」として当該らに呼び出しがかかっているが、このような状況下で進められる処分手続きは正当なものとして認められない。

また、時計台占拠の正当性について一切寮自治会と交渉することなく、参加したとされる学生を一方向的に処分することは学生自治の侵害であり、学問の自由の侵害である。ただちに現在進められている処分手続きを撤回すべきである。

4. 警察の導入をやめること

これまでの大学側の態度に様々な問題があるが、大学自治の観点から何としても看過できないのが、2020年時計台占拠への警察導入、1102処分阻止・撤回集会への警察待機である。これは、大学側が学生と対話をし、よりよい大学自治を志すという大学自治の原則にも大きく反するものである。このような警察介入を今後許さず、大学側と学生とが直接対話をできる場を用意することを強く要求する。

2021年11月26日